

上田市立浦里小学校いじめ防止基本方針

上田市立浦里小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立浦里小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2)子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3)子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4)いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5)いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、連学年主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、学校運営協議会長とする。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めて行く。

※年1回は、委員会に学校運営協議会長の出席をもとめアドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権同和教育係、特別支援教育コーディネーター、生徒指導委員会との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会が機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1)いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ①児童理解を具体的に進め、その上にたつて、児童自らが自己を表現しつつ関わり合っ問題解決を行う授業の実現をめざす中で、自分に自信を持ち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ②ふるさと学習など良質な体験学習を通して、子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるように学級づくりを行う。
- ③自分や友達の良さの自覚、思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を日々の学級活動、道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。年数回の子どもの向き合う時間に複数回全児童と相談の機会を持つとともに、11月のなかよし月間には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し家庭でも話題にしている。
- ④児童会活動との連携を深め「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが自ら持つようあらゆる機会の中で指導する。また、児童会自らの活動として挨拶に関わって全校で話し合ったり、あいさつ運動を展開したりするのを確実にバックアップしていく。
- ⑤「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”の大切さや、それを守ることの必要性を理解することに時間をかけてあつかう。**高学年は**、外部講師による指導を受ける機会をもつ。
- ⑦学校ではウサギやカモを世話して育てたり、各学年・学級では植物や作物を育てたりする活動を大切に、校長講話や朝の会で、命の大切さに触れる話をする。
- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨児童会による縦割り活動、低学年の連学年活動、兄弟学級の活動を通して、共遊、協働（田植え、稲刈り、大根等）、なかよし給食、読み聞かせなどの活動。ふれあい会やこまゆみ教室、お助け隊

との交流、学年ごとの老人福祉施設交流などを通して、多くの地域の方との交流を通して、思いやりの心とコミュニケーション能力を育てる。

- ⑩ 道徳の時間において、自己肯定感を高め、他者への思いやりや生命尊重の価値を感得する。
- ⑪ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学級懇談会やPTA評議員会などの会合、学校・学年だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑫ 年6回行われる学校運営協議会で、毎回子どもの様子を話題にし、地域や保護者からのいじめに対する情報を収集したり、その対応策や、事前にいじめを防ぐ方法を考えていく。
- ⑬ 教務会の中でいじめ防止対策委員会を行い、情報交換およびいじめ防止策を話し合う。
- ⑭ 毎週の連学年会では、児童の様子を情報交換し、いじめを防止するための対策を考えるとともに、職員会のない水曜日を研修日とし、学級経営の悩みを相談できる機会も設ける。

(2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ① 職員会の最初に、児童理解の時間を設け、各学年における課題を出し合い、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員朝会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。（2時間目の休み時間は情報交換の時間として位置づける）
- ③ いじめに関するアンケート（月1回）児童アンケート（年2回）を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、指導すべきは指導する。全校でQ-U調査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。
- ④ イエローポストや自由ノートを設置し、児童が自由に悩みを表出できる場を作り、対応を行う。

(3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ② 年数回の子どもと向き合う時間を設置し、担任がクラスの全児童と相談する機会をとる。心の教室相談員は、1年間を通して、全児童と相談を行うとともに、児童の相談にいつでも応じられるようにする。
- ③ 担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④ 全職員、“元気がない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声がけを行う。
- ⑤ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4) 校内研修

- ① 5・6年生“メディアコントロール”についての授業（5月）
メディアに関わって講師を招き、その利便性とともがいじめの実態について学ぶ。その後、学級懇談会で保護者向けの話をしてもらう。メディアコントロールデーの実施（学期に1回）
- ② 城西地区学校職員会人権同和教育研修（7月）
城西地域の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。
- ③ 学級経営研修 Q-U検査の分析法など（6月・10月）
学級経営の中間見直しのためのひとつの資料とするためQ-U検査を実施。Q-U検査の分析法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめ等心配される児童を把握する。
- ④ “特別支援教育”についての職員研修（ 月）
子どもの姿から発達障害について学ぶ。発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。
- ⑤ P T A人権同和教育講演会（11月）
11月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後のP T A講演会では、保護者とともに地域保護者との共育のあり方や人権感覚を養うためのお話を

聞く。

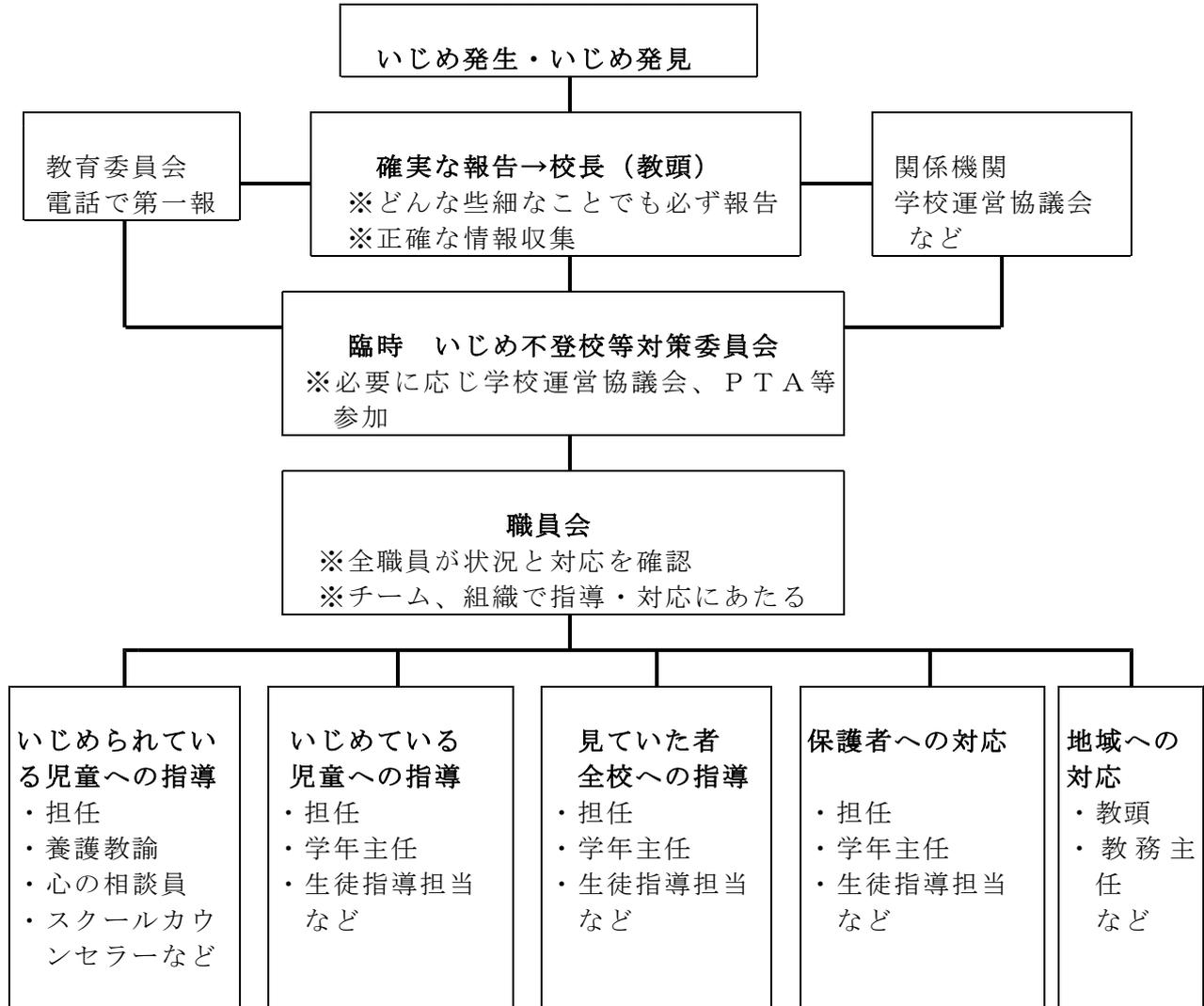
⑥中学校ブロック人権同和教育研修会（11月）

第6中学校ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなど研修する。

⑦「浦里小学校教職員の誓い」を機会あるごとに確認する。

4 いじめが見つかったときの対応（浦里小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

(1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

*いじめの大きさによりいじめた児童への自宅謹慎も考慮していく。

(2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“浦里小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「浦里小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

6 いじめを防止するための年間指導計画 <毎月いじめ調査>

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	・学年、学級開き… 「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月	・一人ひとりの頑張る姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導 ★「相談の時間」の実施<個別指導の時間> メディアコントロールの関わる授業・保護者向け講話（5・6年）
	6月	・音楽会に向けて… 響き合う心・歌声作り。学年・学級の連帯感 ・ふれあい会の実施 ★Q-U検査の実施
	7月	・「楽しい水泳」… みんな仲よく安全な水泳の意識付け ・ふれあい会の実施 ☆児童・保護者アンケート①の実施
二 学 期	8月	・夏休み中 子どもと向き合う時間の実施 ・「がんばった水泳」… 水泳における一人ひとりの頑張りを認め合う。
	9月	・運動会に向けて… 学級・学年・学校全体が仲よくまとまって自分たちの運動会を創り上げる課程を通してお互いを認め合う意識付け ・ふれあい会の実施
	10月	・運動会… 一人ひとりの頑張りを認め合い、学年・学級が一つにまとまる充実感の指導 ・ふれあい会の実施 ★Q-U検査の実施
	11月	・「なかよし月間」… 姉妹学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け ・人権同和教育講演会の実施 ・聞いてください私の気持ち集会 自分の特技を発表し合う集会 ☆児童・保護者アンケート①の実施 ☆収穫祭の実施
	12月	・子どもと向き合う時間 全児童との相談
三 学 期	1月	・冬休み中 子どもと向き合う時間の実施 ・新しい年に向けて… 「みんな仲よく、いじめはしない」ことを年頭の誓いとする
	2月	・「進級・卒業に向けて」… 1年間の一人ひとりの頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け
	3月	・「1年間のまとめ」… 友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさを互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成